

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 御所市地域公共交通会議  
住 所 奈良県御所市 1 番地の 3  
代表者氏名 会 長 奥田 公夫

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名: 御所市

計画名称: 御所市地域公共交通計画

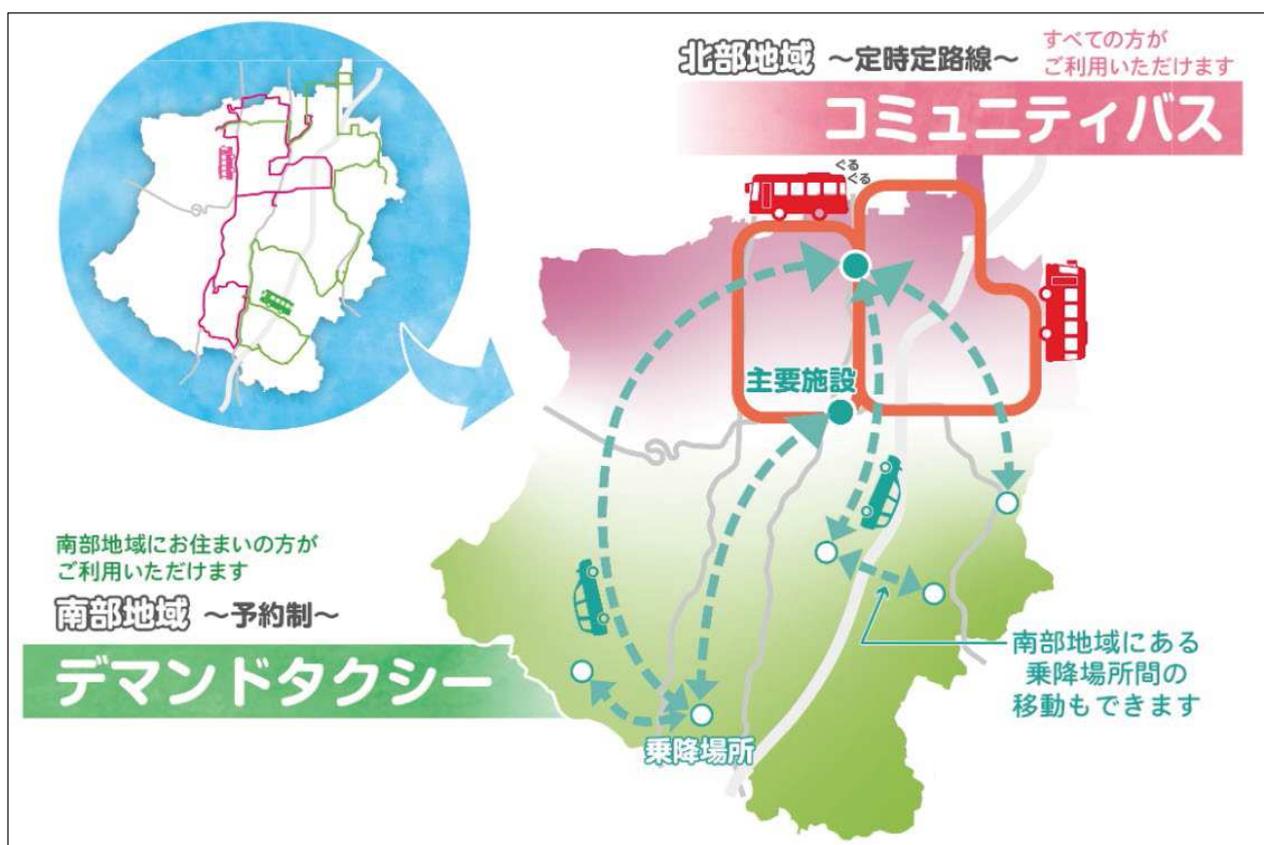
		地域公共交通計画での記載箇所 (頁)
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P81 (1)コミュニティバス (2)デマンドタクシー
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P81 (1)コミュニティバス (2)デマンドタクシー
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P37~P39 (4)公共交通の再編 P81 (1)コミュニティバス (2)デマンドタクシー
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P82~P87 9基本方針に基づく目標・評価指標 P112 11計画の達成状況の評価

## (4) 公共交通の再編

### 1) 概要

本市では、交通不便地域の日常生活を支える移動手段として、平成16年度からコミュニティバス「ひまわり号」を市全域の東西2コースに分けて運行していました。しかし、人口減少や利用ニーズの変化に伴い、利用者数は年々減少しており、利用状況に応じた持続可能な公共交通への見直しが必要となりました。

これらを踏まえ、2018年度（平成30年度）に策定した「御所市内公共交通運行効率化計画」に基づき、2023年（令和5年）1月11日から本市内の公共交通の再編を実施しています。具体的には、輸送密度が高いコミュニティバスを市北部に集約し、移動時間の短縮や運行本数の増加に対応した利便性の高いものにしました。また、市南部には少ない需要に応じた輸送密度がコンパクトで利便性の高い停留所方式の運行形態となるデマンドタクシーを導入しました。



図：本市内の公共交通再編イメージ

資料：御所市HP

## 2) コミュニティバスの再編

現在のコミュニティバスの車両を活用し、運行ルートは市北部の主要な公共施設（御所市役所、鉄道駅等）、主な商業施設を結ぶルートとしています。

表:コミュニティバス再編の概要

運行区域	市北部
運行期間	実証運行: 2023年(令和5年)1月11日～2025年(令和7年)3月31日 本格運行: 2025年(令和7年)4月1日～
運行主体	御所市(バス事業者に委託)
利用対象者	主に市民及び来訪者(利用制限はなし)
運休日	基本なし
運行形態	定時定路線
ダイヤ	・西コース: 8便(1便あたり、起点から終点まで1時間程度) ・東コース: 8便(1便あたり、起点から終点まで1時間程度)
運賃	・1回1乗車200円(65歳以上の市民及び運転免許証を自主返納された市民は100円) ・小学生以下は無料
ルート	・西コース →市北部の西側に点在する主要施設(老人福祉センター等)と近鉄御所駅、御所市役所等を繋ぐルートとする。 ・東コース →市北部の東側に点在する主要施設(市民グラウンド等)と近鉄御所駅、御所市役所等を繋ぐルートとする。

資料:御所市「御所市内公共交通 実証運行計画」2023年(令和5年)11月改定

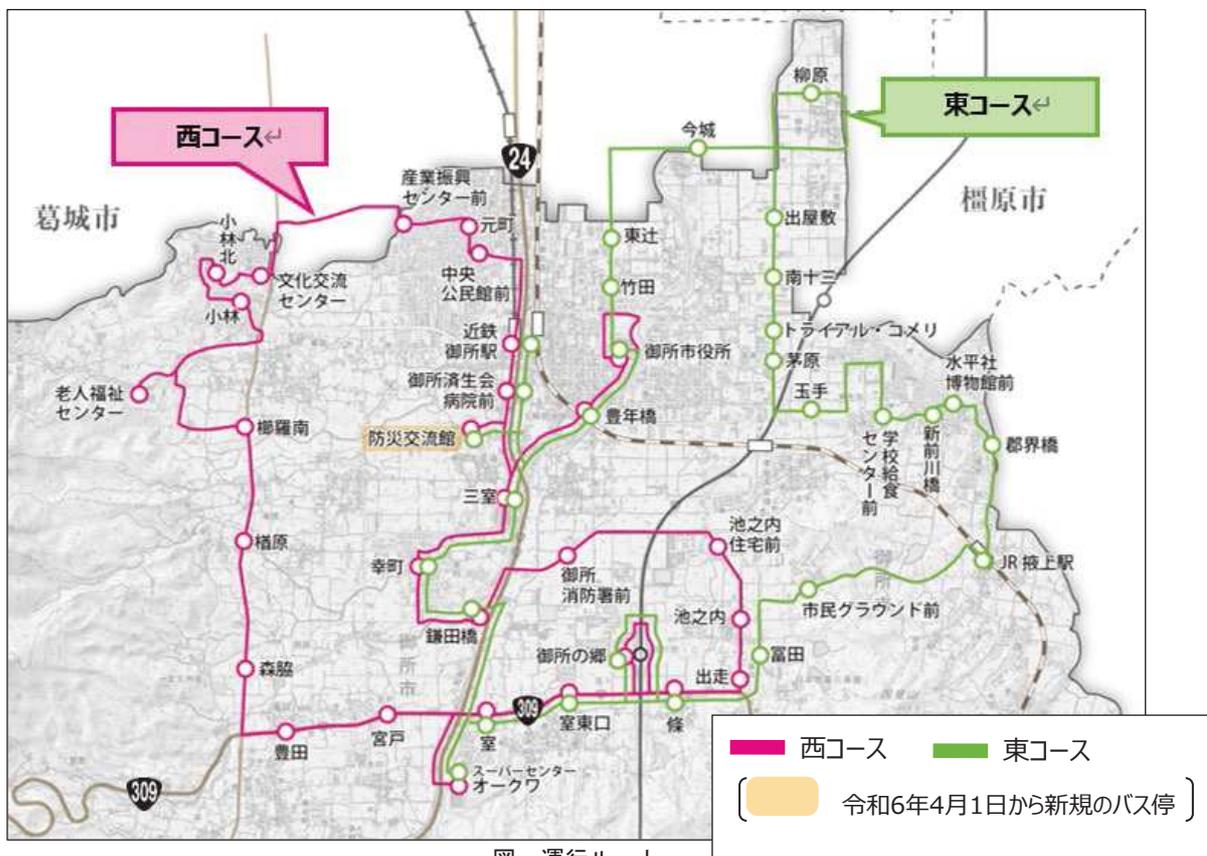


図: 運行ルート

資料:御所市「御所市内公共交通 実証運行計画」2023年(令和5年)11月改定

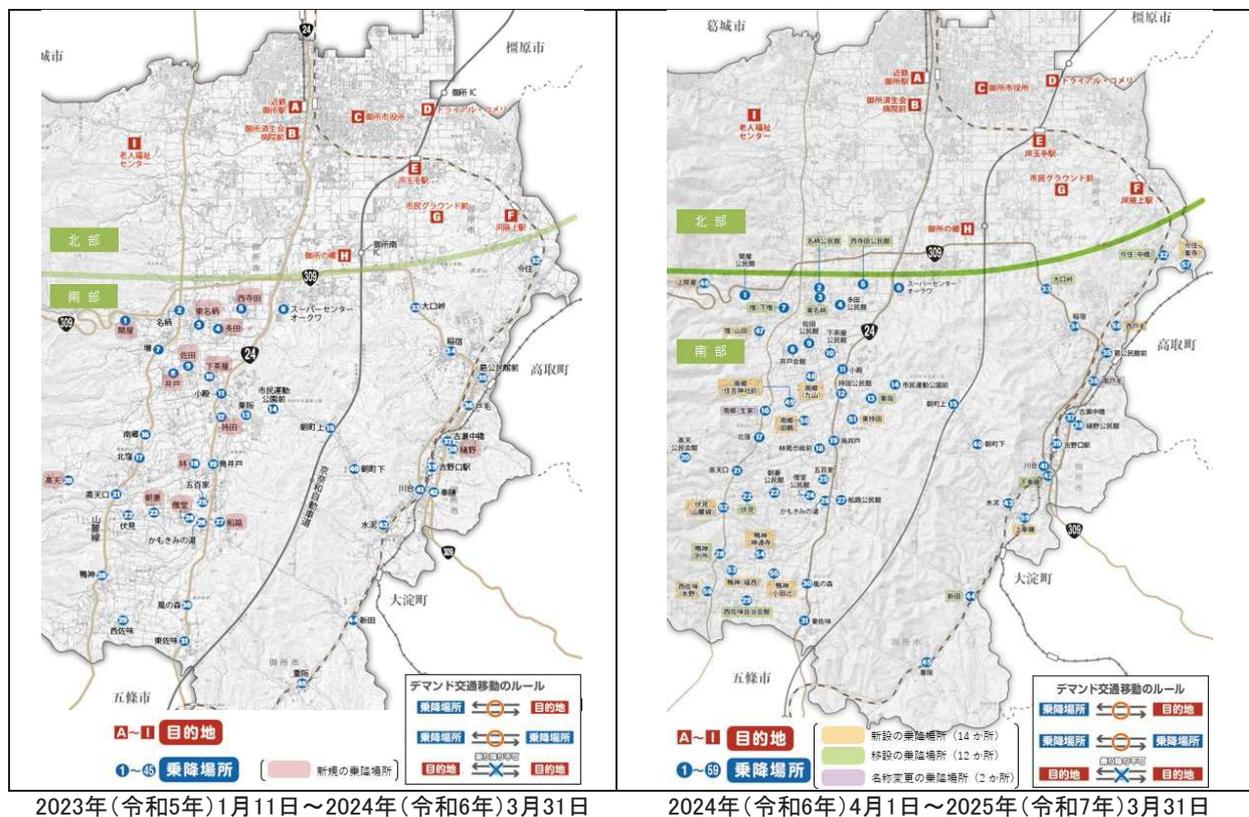
### 3) 一般乗合旅客自動車運送事業（デマンドタクシー）の導入

市南部の乗降場所（再編前のコミュニティバスのバス停等）と市北部の主要施設、市南部の乗降場所間を運行します。利用するには事前に利用者登録が必要で、予約に応じて運行します。

表: デマンドタクシーの概要

利用対象者	市南部の市民(事前利用者登録必要)
運行区域	市南部、市北部の主要施設(市役所、近鉄御所駅、スーパー、病院等)
運行期間	実証運行: 2023年(令和5年)1月11日~2025年(令和7年)3月31日 本格運行: 2025年(令和7年)4月1日~
運休日	日曜日、12月29日~1月3日
運行時間	午前9時(始発)~午後5時(終発)
運行主体	御所市(運行予定者は、市内に営業所を有する道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている事業者とする。)
予約受付日時 車両	毎日 9時00分~17時00分 ※年末年始(12月29日~1月3日)は休み ユニバーサルデザイン型タクシー: 2台
運行料金	・1人1乗車500円(65歳以上の市民及び運転免許証を自主返納された市民は300円) ・介助人は一律500円 ・小学生以下は無料(保護者(中学生以上)の同乗が必要)
運行形態	予約制デマンド交通(事前登録制)
停留所	・乗降場所(市南部) 2023年(令和5年)1月11日~2024年(令和6年)3月31日 45カ所 2024年(令和6年)4月1日以降 59カ所 ・目的地(市北部) 2023年(令和5年)1月11日以降 9カ所

資料: 御所市HP、御所市「御所市内公共交通 実証運行計画」2023年(令和5年)11月改定



2023年(令和5年)1月11日~2024年(令和6年)3月31日

2024年(令和6年)4月1日~2025年(令和7年)3月31日

図: デマンドタクシーの乗降場所・目的地

資料: 御所市「御所市内公共交通 実証運行計画」2023年(令和5年)11月改定

## 地域内フィーダー系統の位置づけ・役割

地域内フィーダー系統とは、地域間交通ネットワークへ接続している地域内運行系統のことをいいます。地域間交通ネットワークのうち本市の交通拠点を通る補助対象地域間幹線バス系統には、路線バスの高田五條A線、八木御所線、八木新宮線があります。ここでいう交通拠点は本市でいう近鉄御所駅を表します。

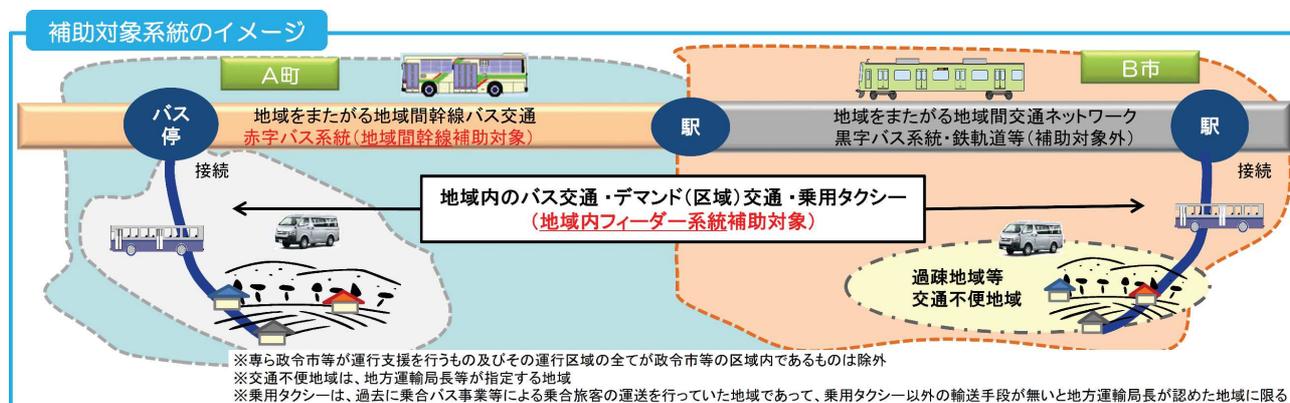


図:フィーダー系統のイメージ

資料:国土交通省資料

### (1) コミュニティバス

多様な都市機能が集積している市北部において運行するコミュニティバスは、自家用有償旅客運送型公共交通として位置づけます。運行形態としては、近鉄御所駅を起終点とした定時定路線型により、市が主体となって運行及び財政支援を行っています。また、多くの人が市北部にある鉄道駅や病院、商業施設等の主要施設を周遊することができる利便性の高いものとして、市民の日頃の移動を支援する役割を担っており、本市の公共交通ネットワークを構築するうえで特に重要な路線となっていますが、その運営は厳しい状況にあります。以上から、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

### (2) デマンドタクシー

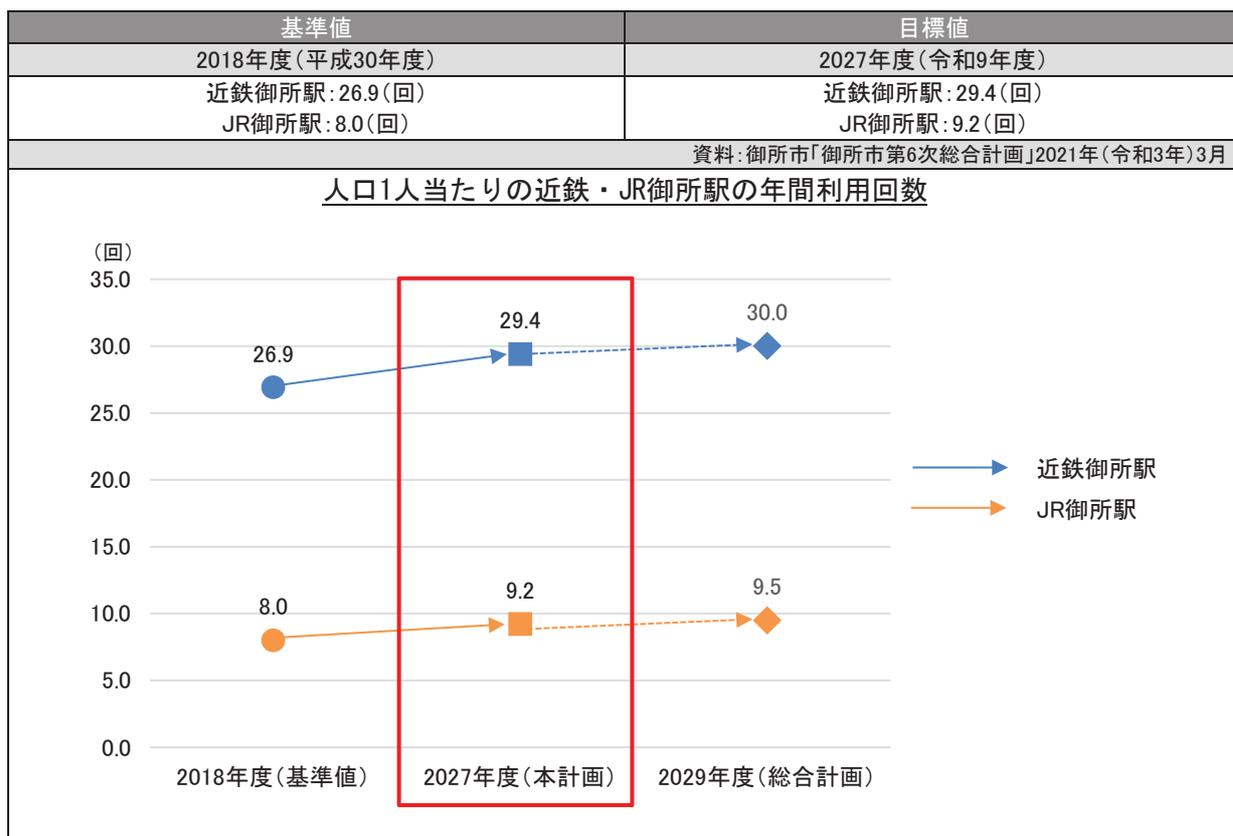
人口が少なく集落が点在している市南部を中心に運行するデマンドタクシーは、予約型乗合の公共交通として位置づけます。運行形態としては、区域運行(乗降地点設定型)により、市が主体となって運行及び財政支援を行っています。運行ルートを決めず必要な時に、近鉄御所駅やかもきみの湯をはじめとする市内の主要施設へ行くことができる利便性の高いものとして、市南部に住む市民の移動を支援する役割を担っており、主要施設では鉄道や路線バス等への接続により広域への移動も可能とするなど、本市の公共交通ネットワークを構築するうえで欠かせない路線となっています。しかし、本市が運営する公共交通に係る市負担額は年々増加傾向にあることから、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

## 9 基本方針に基づく目標・評価指標

先述した4つの基本方針に沿って、6つの具体的目標を設定し、事業を推進するとともに、目標の達成状況を評価する指標を定めます。

### 9-1 目標Ⅰ：都市としての魅力を高める公共交通空間の構築

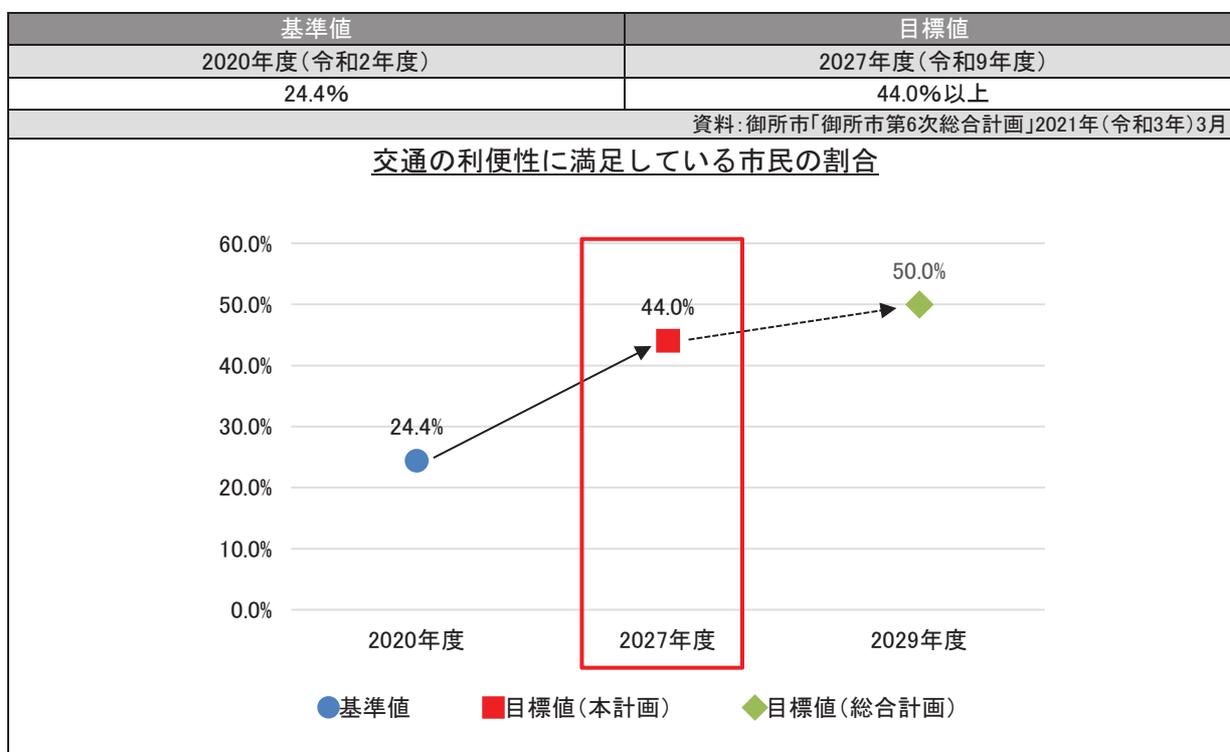
- ・ 近鉄・JR御所駅をはじめとする中心市街地の魅力を向上させ、本市に「にぎわい」を生み出すため、公共交通の面から魅力ある都市空間の創出を図ります。
- ・ 目標Ⅰの達成状況を評価する指標として、「人口1人当たりの近鉄・JR御所駅の年間利用回数」を定めます。
- ・ 同指標は、御所市第6次総合計画での取組み指標ならびに御所市総合交通戦略での評価指標であることから、同計画との整合を図り目標値を設定するとともに、人口1人当たりの近鉄・JR御所駅の年間利用回数の増加による同駅の年間利用者数の増加を図ります。
- ・ 御所市第6次総合計画では、人口1人当たりの近鉄・JR御所駅の年間利用回数は、2018年度（平成30年度）の26.9回（近鉄御所駅）・8回（JR御所駅）を基準値とし、計画期間である2029年度（令和11年度）には30回（近鉄御所駅）・9.5回（JR御所駅）とすることを目標としています。
- ・ このことから、年間利用回数は1年間で0.31回（近鉄御所駅）・0.15回（JR御所駅）ずつおおよそ均等に増加し続けると仮定し、2027年度（令和9年度）は同じく29.4回・9.2回を目標値として設定します。



※奈良県統計年鑑における近鉄・JR御所駅の輸送実績を年度末の市人口で除して毎年度算出する。

## 9-2 目標Ⅱ：交通利便性（鉄道、バス、タクシー）の向上

- 市内を走る鉄道やバス、タクシーといった公共交通の利便性を向上させ、「自分から」利用したくなる快適な公共交通網を構築します。
- 目標Ⅱの達成状況を評価する指標として、「交通の利便性（鉄道、バス、タクシー）に満足している市民の割合」を定めます。
- 同指標は、御所市第6次総合計画での政策指標であることから、同計画との整合を図り目標値を設定します。
- 御所市第6次総合計画では、交通の利便性（鉄道、バス、タクシー）に満足している市民の割合は、2020年度（令和2年度）の24.4%を基準値とし、計画期間である2029年度（令和11年度）には50%とすることを目標としています。
- このことから、交通の利便性（鉄道、バス、タクシー）に満足している市民の割合は1年間で2.8%ずつおおよそ均等に増加し続けると仮定し、2027年度（令和9年度）は44.0%以上とすることを目標値として設定します。



※市民アンケートで「満足」「やや満足」と回答した市民の割合。  
 ※計画最終年度に実施する市民意識調査で計測する。

## 9-3 目標Ⅲ：地域と創る持続可能な公共交通体系の構築

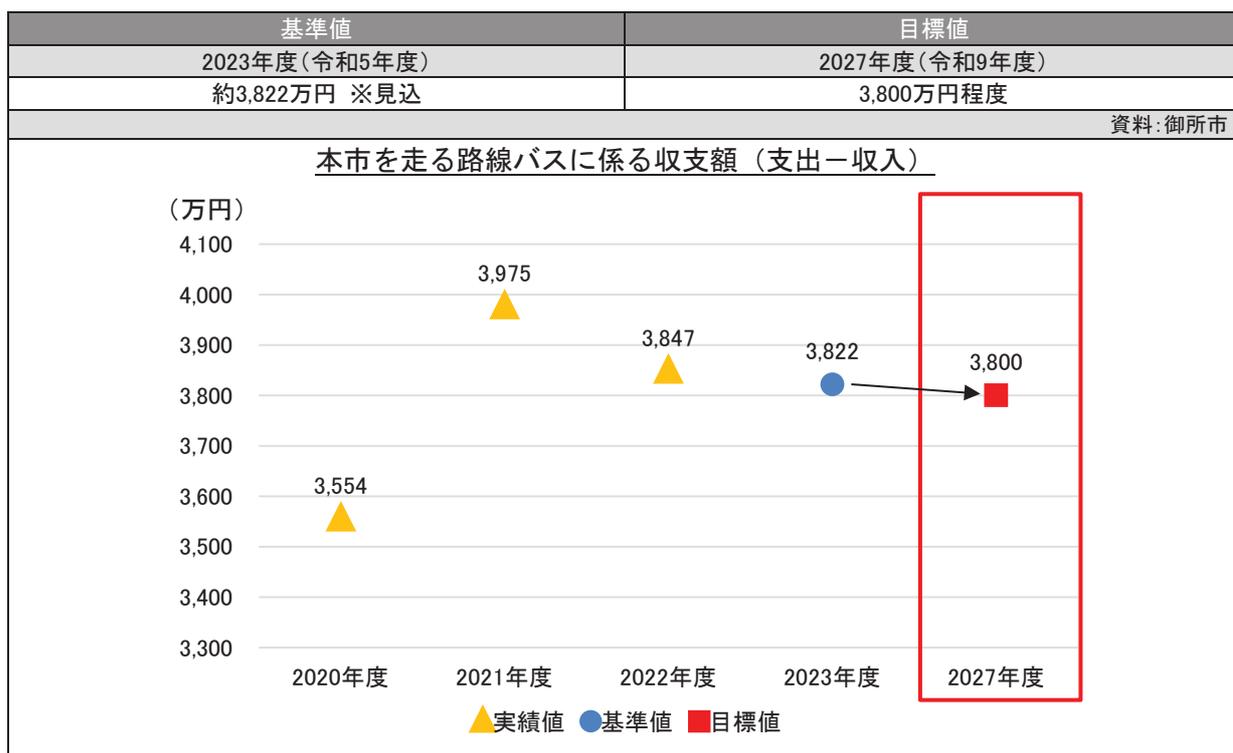
- 持続可能な公共交通サービスを地域とともに創っていく環境を行政が主体となって構築します。
- 目標Ⅲの達成状況を評価する指標として、「公共交通に関するイベント実施件数」を定めます。
- 各種事業の実施により、公共交通に関するイベントを各年度1回以上実施することを想定し、累計5件以上を目標値として設定します。

基準値	目標値
2022年度(令和4年度)	2027年度(令和9年度)
-	累計5件以上

※イベント実施件数を毎年度整理する。

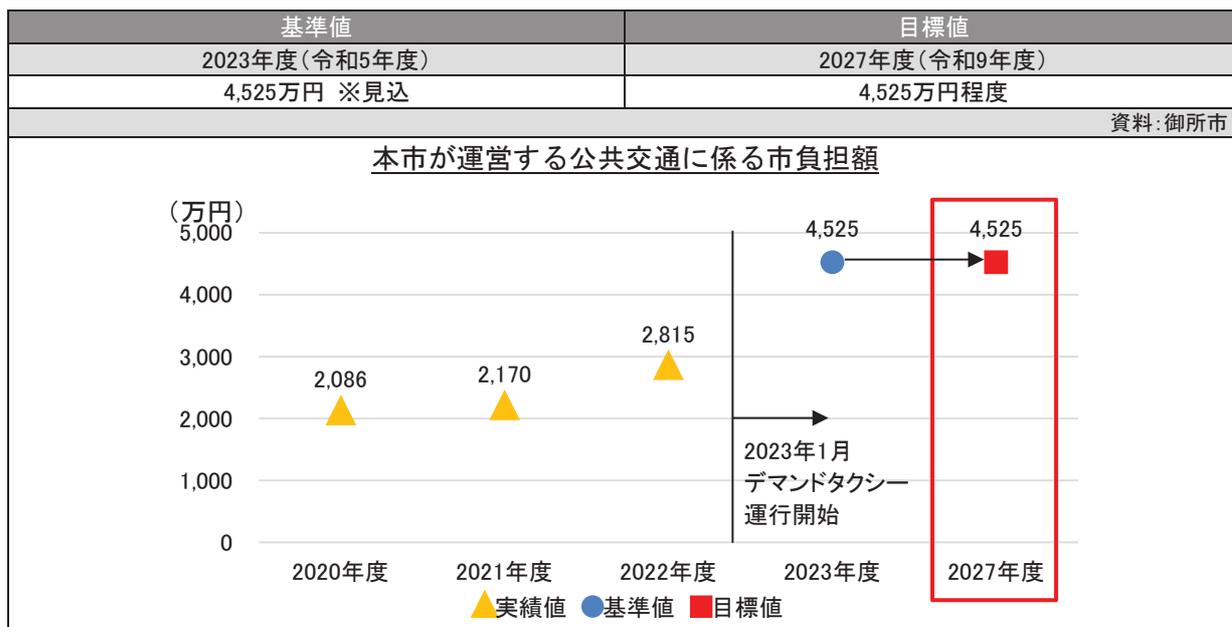
### 9-4 目標Ⅳ：地域公共交通の確保・維持

- ・ 既存の公共交通に関する財政状況の悪化に歯止めをかけ、市民生活の移動手段となる公共交通を確保し、サービスを維持します。
- ・ 目標Ⅳの達成状況を評価する指標として、「本市を走る路線バスに係る収支額（支出－収入）」ならびに「本市が運営する公共交通に係る市負担額」を定めます。
- ・ 本市を走る路線バスに係る収支額は2021年度（令和3年度）以降減少しており、2023年度（令和5年度）で約3,822万円（見込）となっています。
- ・ 各種事業により、路線バスを含めた地域公共交通を確保・維持するため、実績等に基づいて算出した2023年度（令和5年度）の収支額である約3,822万円を基準値とし、その値を維持することを目標値として設定します。



※「中部-C、中部-E2エリアの路線バス経常損益×御所市内の各系統距離の割合」により算出。  
 ※ここでいう年度は10月～9月を1年としている。  
 ※路線バス会社提供資料より毎年度整理する。

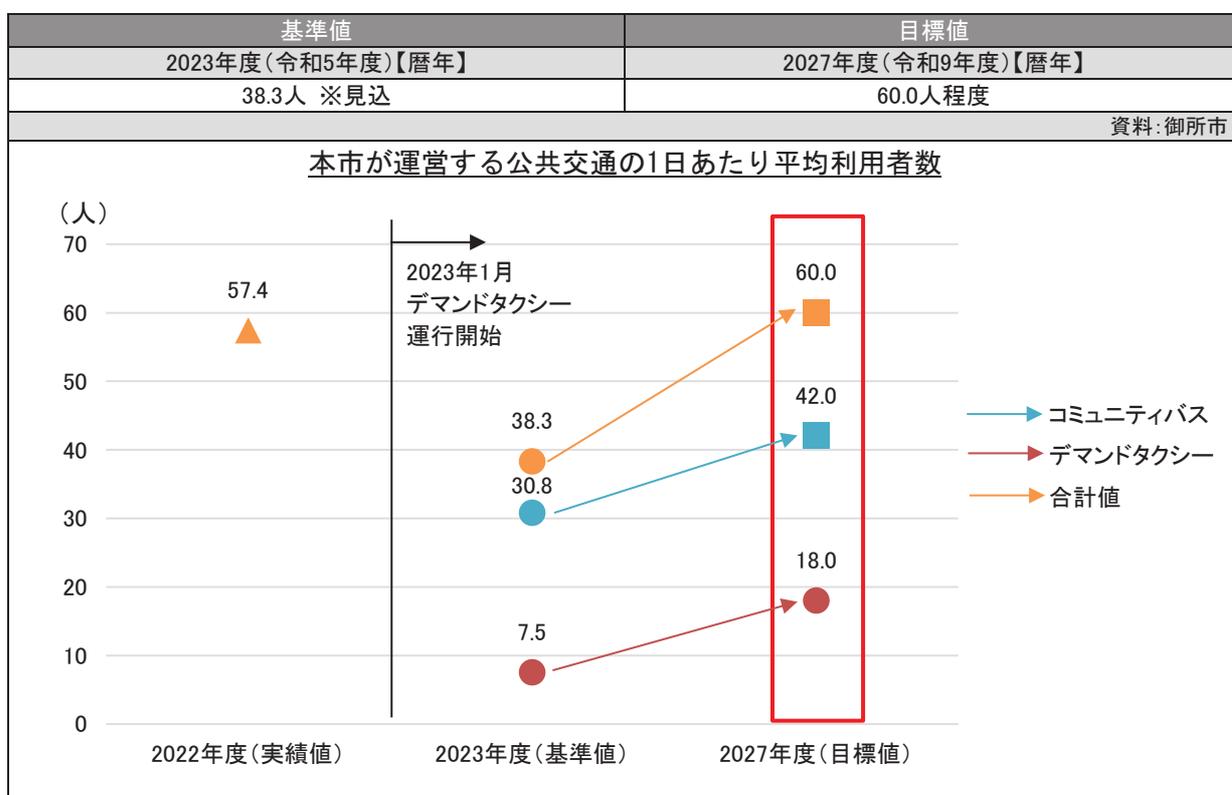
- ・ また、本市が運営する公共交通に係る市負担額は近年増加傾向であり、2021年度（令和3年度）で約2,170万円となっています。
- ・ 利用者の需要やニーズに応じた効率的で利便性の高い公共交通を実現するため、2023年（令和5年）1月に市内公共交通の再編を行い、コミュニティバスは市北部に集約し、市南部にはデマンドタクシーを導入しました。
- ・ この公共交通を確保・維持するため、実績等に基づいて算出した2023年度（令和5年度）の市負担額である約4,525万円を基準値とし、市負担額を維持する（増加し続けない）ことを目標値として設定します。



※普通会計決算より毎年度整理する。

### 9-5 目標V：地域公共交通利用者数の確保

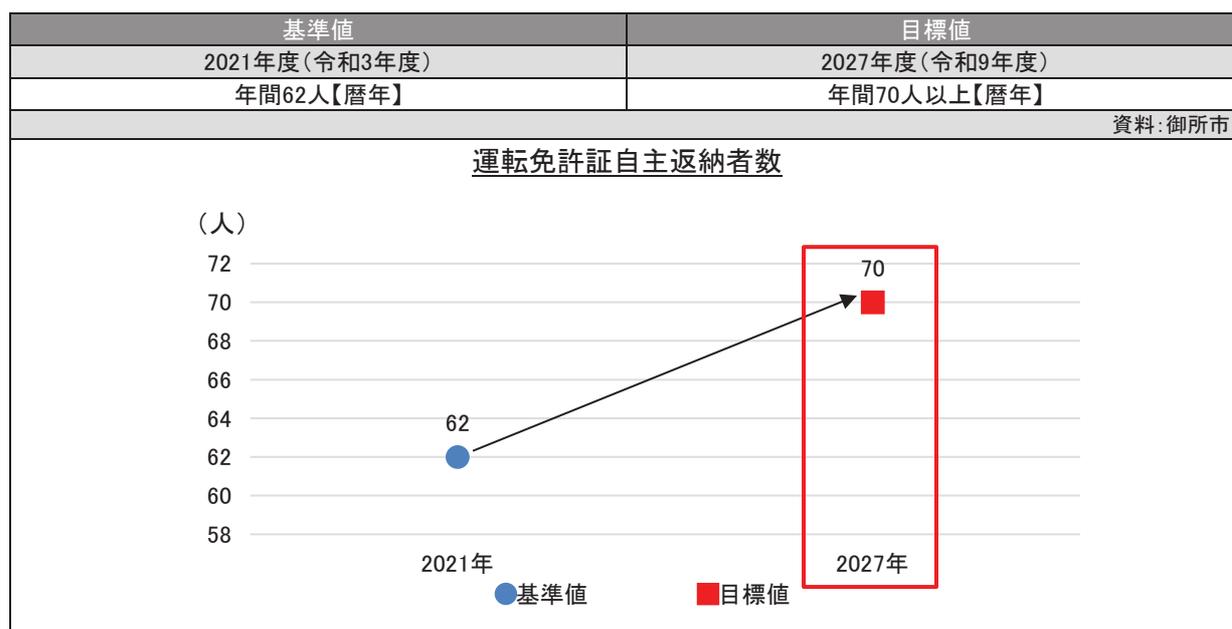
- ・ 年々減少する公共交通の利用者を確保し、公共交通の活性化並びに維持を図ります。
- ・ 目標Vの達成状況を評価する指標として、「本市が運行する公共交通の1日あたり平均利用者数」を定めます。
- ・ 本市が運行する公共交通の1日あたり平均利用者数は、2022年度（令和4年度）で57.4人となっており、年々減少しています。
- ・ この現状を踏まえ、2023年（令和5年）1月11日に市内公共交通の再編を行い、コミュニティバスは市北部に集約し、市南部にはデマンドタクシーを導入しました。
- ・ この公共交通を確保・維持するため、2023年（令和5年）1月1日～5月31日の実績に基づいて算出した2023年度（令和5年度）の1日あたり平均利用者数であるコミュニティバス30.8人及びデマンドタクシー7.5人を基準値とし、それぞれの平均利用者数の合計値を市内公共交通の再編前である2022年度（令和4年度）の実績値より増加させることを目標値として設定します。



※2022年度（令和4年度）の実績値は、2022年（令和4年）4月1日～2023年（令和5年）1月10日までの実績値から算出した。  
 ※2023年度（令和5年度）の基準値は、2023年（令和5年）1月11日～5月31日までの実績値等から算出した。  
 ※本市が収集したコミュニティバスとデマンドタクシーの利用者数データより毎年整理する。

## 9-6 目標VI：自動車がなくても安心して生活できる公共交通網の構築

- ・ 少子高齢化が進行する中、高齢者による自動車事故を抑制し、安心して生活できる環境を構築するため、市民の円滑な移動を支援する快適な公共交通網を構築します。
- ・ 目標Vの達成状況を評価する指標として、「運転免許証自主返納者数（高田警察署 御所警察庁舎）」を定めます。
- ・ 高田警察署 御所警察庁舎における運転免許証自主返納者数は、2021年（令和3年）で年間62人となっています。
- ・ 各種事業の実施により、運転免許証自主返納者数を段階的に増加させ、現況値を約10%増加した年間70人以上とすることを目標値として設定します。



## 9-7 公共交通の将来像・基本方針と目標の対応

先述した本市が目指す公共交通の将来像ならびに基本方針と各目標の対応については、以下のとおりです。

表: 公共交通の将来像・基本方針と対応目標

将来像	行きたい、住みたい、語りたい。 ～自然と歴史を誇れるまち ごせ～			
基本方針	【基本方針Ⅰ】 中心市街地の交通拠点としての機能向上を実現する公共交通網の構築	【基本方針Ⅱ】 誰一人取り残さない公共交通網の構築	【基本方針Ⅲ】 人口減少や少子高齢化を踏まえた移動手段の転換支援	【基本方針Ⅳ】 地域・交通事業者・行政が一体となった公共交通の維持・利用促進
目標Ⅰ	◎		○	○
目標Ⅱ	○	◎	◎	○
目標Ⅲ		○		○
目標Ⅳ	○	○	○	○
目標Ⅴ	○	○	◎	◎
目標Ⅵ	○	○	○	○

※◎：目標に大いに関係している、○：目標に関係している ことを示す。

## 1 1 計画の達成状況の評価

策定した計画（Plan）を推進するため、行政（国・奈良県・本市・警察等）、公共交通事業者（鉄道事業者・バス事業者・タクシー事業者等）、企業・市民等の関係者が連携・協力し、事業の実施（Do）、設定した目標の達成状況や結果の評価（Check）を行い、必要に応じて施策等の改善・見直し（Action）を行います。

目標の達成状況や結果の評価については、学識経験者、関係団体・機関の代表者、市民委員等で構成される「御所市地域公共交通会議」を毎年開催し、その場において報告・協議を行うことで管理します。



図：計画の推進体制と進捗管理方法

令和7年6月25日

（名称）御所市地域公共交通会議

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性****コミュニティバス**

多様な都市機能が集積している市北部において運行するコミュニティバスは、自家用有償旅客運送型公共交通として位置づけます。運行形態としては、近鉄御所駅を起終点とした定時定路線型により、市が主体となって運行及び財政支援を行っています。また、多くの方が市北部にある鉄道駅や病院、商業施設等の主要施設を周遊することができる利便性の高いものとして、市民の日頃の移動を支援する役割を担っており、本市の公共交通ネットワークを構築するうえで特に重要な路線となっていますが、その運営は厳しい状況にあります。以上から、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

**デマンドタクシー**

人口が少なく集落が点在している市南部を中心に運行するデマンドタクシーは、予約型乗合の公共交通として位置づけます。運行形態としては、区域運行（乗降地点設定型）により、市が主体となって運行及び財政支援を行っています。運行ルートを定めず必要な時に、近鉄御所駅やかもきみの湯をはじめとする市内の主要施設へ行くことができる利便性の高いものとして、市南部に住む市民の移動を支援する役割を担っており、主要施設では鉄道や路線バス等への接続により広域への移動も可能とするなど、本市の公共交通ネットワークを構築するうえで欠かせない路線となっています。しかし、本市が運営する公共交通に係る市負担額は年々増加傾向にあることから、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

**2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果****（1）事業の目標**

コミュニティバス及びデマンドタクシー1日あたりの平均利用者数の合計値を52人以上（2024年度実績47.4人）とする。  
コミュニティバスの収入を直近年度より5%以上とする。御所市からの支出を28,272千円とする。（直近年度支出額28,272千円）収支率を6.3%以上とする。（直近年度の実績6%）  
デマンドタクシーの収入を直近年度より5%以上とする。御所市からの支出を17,836千円とする。（直近年度支出額17,836円）収支率を5%以上とする。（直近年度の実績4.8%）  
コミュニティバス及びデマンドタクシーの運営に係る市の年間財政負担額を51,500千円とする（直近年度の実績51,500千円）

**（２）事業の効果**

コミュニティバス、デマンドタクシーなどの公共交通を維持することにより高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

**３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

公共交通の利用促進を行う（御所市）

ダウンサイジングした車を導入することで経費の削減を行う（御所市）

**４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者**

表１を添付

**５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る系統について、その運行に係る費用総額約 56,557 千円のうち運行収入及び国庫補助金を差し引いた金額を御所市が負担する。

**６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法**

利用者数や収支については事業者からの数値を基に測定する。

また評価シートを用いて事業の効果を評価する。

**７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要****【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

**８．別表１の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧****【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

**【地域内フィーダー系統のみ】**

表 5 を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

- ・現在の輸送量に対して定員数が大きい車両をダウンサイジングすることで車両コスト等の諸経費を抑える。
- ・車両のダウンサイジングすることで現在の車両では運行できない経路の通行も可能となり、新たな運行ルートを考えることが出来る。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

コミュニティバスの運行経費を 5%削減する。  
コミュニティバス利用者数を 5%以上増加させる。

(2) 事業の効果

コミュニティバス、デマンドタクシーなどの公共交通を維持することにより高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表 6 を添付

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する系統(1)(2)の車両取得について、購入費用総額のうち国庫補助金を差し引いた差額分を御所市が負担する。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 6 年 6 月 25 日 地域公共交通計画認定申請について合意
- ・ 令和 6 年 11 月 15 日 御所市地域公共交通計画の評価等結果を報告
- ・ 令和 7 年 6 月 24 日 地域公共交通計画認定申請について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページにて本計画に関する意見を募集した。公共交通利用者を対象とした乗り込み調査や高校生以上の御所市在住者 2000 名を対象にアンケート調査を行なった。その結果、コミュニティバスの適切な運行本数や運行時間帯の見直しの意見や将来的には公共交通を利用したいといった意見が強く、そちらに重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）奈良県御所市 1 番地の 3

（所 属）企画政策部企画政策課企画係

（氏 名）中谷 優太郎

（電 話）0745-44-3166

（e-mail）kikaku@city.gose.lg.jp

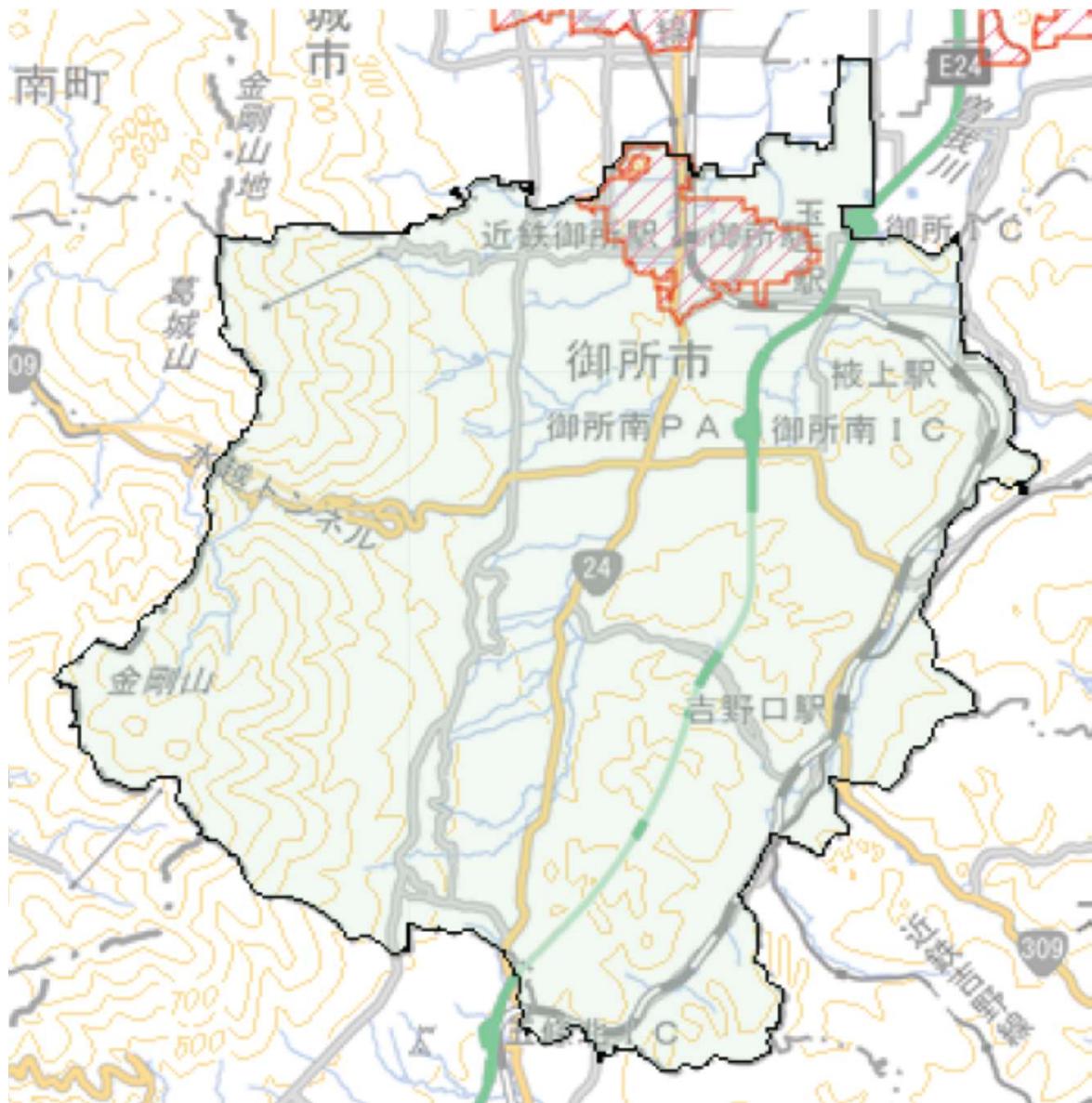
注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

御所市人口集中地区以外の地区（令和2年国勢調査）

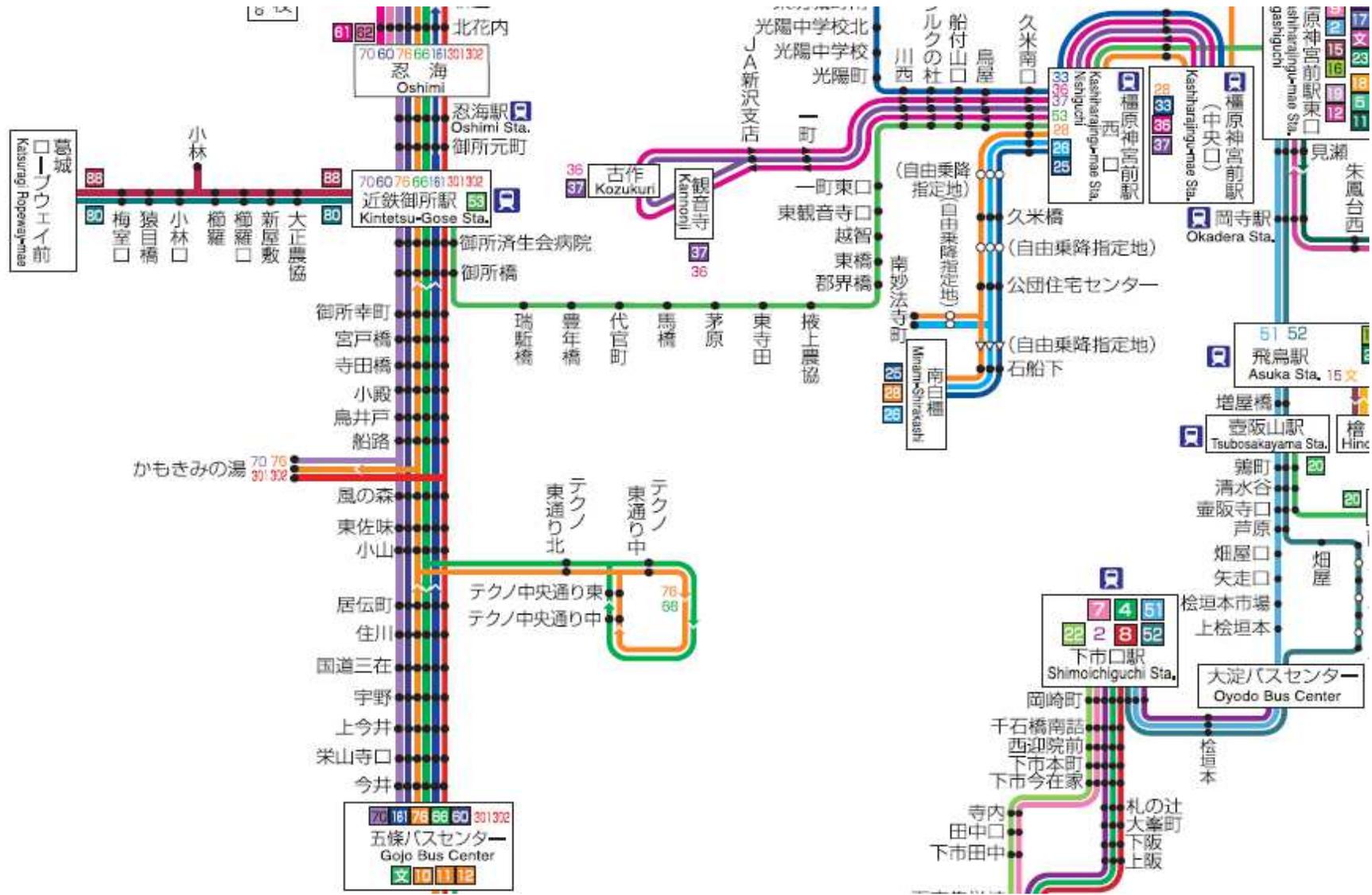


※人口集中地区（赤枠内）





【幹線系統路線図】



『近鉄御所駅』で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線(301・302)」 「高田五條線(60・66・70・76)」 「八木御所線(53)」と接続

※近鉄御所駅はコミュニティバス及びデマンドタクシーの乗降場所として設定（運行区域図参照）

(申請番号2)

≪1号車≫					
西コース 反時計回り					1:05
バス停	1便	3便	5便	7便	time
近鉄御所駅	8:00	10:49	14:11	16:57	
中央公民館前	8:03	10:52	14:14	17:00	0:03
元町	8:04	10:53	14:15	17:01	0:01
産業振興センター前	8:05	10:54	14:16	17:02	0:01
文化交流センター	8:09	10:58	14:20	17:06	0:04
小林北	8:10	10:59	14:21	17:07	0:01
小林	8:12	11:01	14:23	17:09	0:02
老人福祉センター	8:16	11:05	14:27	17:13	0:04
櫛羅南	8:18	11:07	14:29	17:15	0:02
檜原	8:19	11:08	14:30	17:16	0:01
森脇	8:20	11:09	14:31	17:17	0:01
豊田	8:21	11:10	14:32	17:18	0:01
宮戸	8:22	11:11	14:33	17:19	0:01
スーパーセンターオークワ	8:26	11:15	14:37	17:23	0:04
室	8:30	11:19	14:41	17:27	0:04
室東口	8:32	11:21	14:43	17:29	0:02
御所の郷	8:35	11:24	14:46	17:32	0:03
條	8:38	11:27	14:49	17:35	0:03
出走	8:39	11:28	14:50	17:36	0:01
池之内	8:40	11:29	14:51	17:37	0:01
池之内住宅前	8:41	11:30	14:52	17:38	0:01
御所消防署前	8:43	11:32	14:54	17:40	0:02
鎌田橋	8:45	11:34	14:56	17:42	0:02
幸町	8:47	11:36	14:58	17:44	0:02
三室	8:49	11:38	15:00	17:46	0:02
豊年橋	8:52	11:41	15:03	17:49	0:03
御所市役所	8:56	11:45	15:07	17:53	0:04
豊年橋	8:58	11:47	15:09	17:55	0:02
防災交流館	9:01	11:50	15:12	17:58	0:03
御所済生会病院前	9:03	11:52	15:14	18:00	0:02
近鉄御所駅 着	9:05	11:54	15:16	18:02	0:02

(申請番号1)

≪2号車≫					
東コース 時計回り					1:07
バス停	1便	3便	5便	7便	time
近鉄御所駅	8:26	11:18	14:40	17:27	
御所済生会病院前	8:28	11:20	14:42	17:29	0:02
防災交流館	8:30	11:22	14:44	17:31	0:02
豊年橋	8:33	11:25	14:47	17:34	0:03
御所市役所	8:37	11:29	14:51	17:38	0:04
竹田	8:38	11:30	14:52	17:39	0:01
東辻	8:39	11:31	14:53	17:40	0:01
今城	8:41	11:33	14:55	17:42	0:02
柳原	8:43	11:35	14:57	17:44	0:02
出屋敷	8:46	11:38	15:00	17:47	0:03
南十三	8:47	11:39	15:01	17:48	0:01
トライアル・コメリ	8:48	11:40	15:02	17:49	0:01
茅原	8:49	11:41	15:03	17:50	0:01
玉手	8:50	11:42	15:04	17:51	0:01
学校給食センター前	8:52	11:44	15:06	17:53	0:02
新前川橋	8:53	11:45	15:07	17:54	0:01
水平社博物館	8:54	11:46	15:08	17:55	0:01
郡界橋	8:56	11:48	15:10	17:57	0:02
JR北上駅	8:59	11:51	15:13	18:00	0:03
市民グランド前	9:03	11:55	15:17	18:04	0:04
富田	9:05	11:57	15:19	18:06	0:02
條	9:07	11:59	15:21	18:08	0:02
御所の郷	9:09	12:01	15:23	18:10	0:02
室東口	9:13	12:05	15:27	18:14	0:04
室	9:14	12:06	15:28	18:15	0:01
スーパーセンターオークワ	9:18	12:10	15:32	18:19	0:04
鎌田橋	9:23	12:15	15:37	18:24	0:05
幸町	9:25	12:17	15:39	18:26	0:02
三室	9:27	12:19	15:41	18:28	0:02
防災交流館	9:29	12:21	15:43	18:30	0:02
御所済生会病院前	9:31	12:23	15:45	18:32	0:02
近鉄御所駅 着	9:33	12:25	15:47	18:34	0:02

(申請番号2)

休憩時間	0:05	0:10	0:10	0:10	
↓	↓	↓	↓	↓	
東コース 反時計回り					1:08
バス停	2便	4便	6便	8便	time
近鉄御所駅	9:10	12:04	15:26	18:12	
御所済生会病院前	9:12	12:06	15:28	18:14	0:02
防災交流館	9:14	12:08	15:30	18:16	0:02
三室	9:16	12:10	15:32	18:18	0:02
幸町	9:18	12:12	15:34	18:20	0:02
鎌田橋	—	—	—	—	—
スーパーセンターオークワ	9:26	12:20	15:42	18:28	0:08
室	9:30	12:24	15:46	18:32	0:04
室東口	9:31	12:25	15:47	18:33	0:01
御所の郷	9:33	12:27	15:49	18:35	0:02
條	9:36	12:30	15:52	18:38	0:03
富田	9:39	12:33	15:55	18:41	0:03
市民グランド前	9:41	12:35	15:57	18:43	0:02
JR北上駅	9:45	12:39	16:01	18:47	0:04
郡界橋	9:48	12:42	16:04	18:50	0:03
水平社博物館	9:50	12:44	16:06	18:52	0:02
新前川橋	9:51	12:45	16:07	18:53	0:01
学校給食センター前	9:52	12:46	16:08	18:54	0:01
玉手	9:54	12:48	16:10	18:56	0:02
茅原	9:55	12:49	16:11	18:57	0:01
トライアル・コメリ	9:56	12:50	16:12	18:58	0:01
南十三	9:57	12:51	16:13	18:59	0:01
出屋敷	9:58	12:52	16:14	19:00	0:01
柳原	10:01	12:55	16:17	19:03	0:03
今城	10:03	12:57	16:19	19:05	0:02
東辻	10:05	12:59	16:21	19:07	0:02
竹田	10:06	13:00	16:22	19:08	0:01
御所市役所	10:07	13:01	16:23	19:09	0:01
豊年橋	10:11	13:05	16:27	19:13	0:04
防災交流館	10:14	13:08	16:30	19:16	0:03
御所済生会病院前	10:16	13:10	16:32	19:18	0:02
近鉄御所駅 着	10:18	13:12	16:34	19:20	0:02
休憩時間	0:31	0:59	0:23		

(申請番号1)

休憩時間	0:13	0:10	0:10	0:10	
↓	↓	↓	↓	↓	
西コース 時計回り					1:05
バス停	2便	4便	6便	8便	time
近鉄御所駅	9:46	12:35	15:57	18:44	
御所済生会病院前	9:48	12:37	15:59	18:46	0:02
防災交流館	9:50	12:39	16:01	18:48	0:02
豊年橋	9:53	12:42	16:04	18:51	0:03
御所市役所	9:57	12:46	16:08	18:55	0:04
豊年橋	9:59	12:48	16:10	18:57	0:02
三室	10:02	12:51	16:13	19:00	0:03
幸町	10:04	12:53	16:15	19:02	0:02
鎌田橋	10:06	12:55	16:17	19:04	0:02
御所消防署前	10:08	12:57	16:19	19:06	0:02
池之内住宅前	10:10	12:59	16:21	19:08	0:02
池之内	10:11	13:00	16:22	19:09	0:01
出走	10:12	13:01	16:23	19:10	0:01
條	10:14	13:03	16:25	19:12	0:02
御所の郷	10:16	13:05	16:27	19:14	0:02
室東口	10:20	13:09	16:31	19:18	0:04
室	10:21	13:10	16:32	19:19	0:01
スーパーセンターオークワ	10:25	13:14	16:36	19:23	0:04
宮戸	10:29	13:18	16:40	19:27	0:04
豊田	10:30	13:19	16:41	19:28	0:01
森脇	—	—	—	—	—
櫛羅南	10:32	13:21	16:43	19:30	0:02
櫛羅南	10:33	13:22	16:44	19:31	0:01
老人福祉センター	10:36	13:25	16:47	19:34	0:03
小林	10:39	13:28	16:50	19:37	0:03
小林北	10:41	13:30	16:52	19:39	0:02
文化交流センター	10:42	13:31	16:53	19:40	0:01
産業振興センター前	10:46	13:35	16:57	19:44	0:04
元町	10:47	13:36	16:58	19:45	0:01
中央公民館前	10:48	13:37	16:59	19:46	0:01
近鉄御所駅 着	10:51	13:40	17:02	19:49	0:03
休憩時間	0:27	1:00	0:25		

# デマンドタクシーMAP

(令和7年4月1日～)

R7.4.1 改定

# みんなで乗って、未来に残そう 公共交通

南部地域のみなさまへ

## 予約制乗合タクシー

# 御所市デマンドタクシー

御所市が市内全域で運行していたコミュニティバスを、令和5年1月11日から、市北部に集約し、市南部は予約制乗合タクシー「デマンドタクシー」に再編しました。鉄道(近鉄・JR)、路線バス、タクシー等の公共交通を将来にわたって持続可能なものとするため、市ではこれら公共交通を補完する役割としてコミュニティバス及びデマンドタクシーを運行しています。



### 運賃

- **500円** 大人
- **300円** 65歳以上の方または  
運転免許証自主返納者  
※証明できるものの提示が必要
- **無料** 小学生以下

### 運行日

- **月曜日～土曜日**  
※日曜日、年末年始(12/29-1/3)は休み  
(月曜日～土曜日にあたる祝日・休日も運行)
- **9:00～17:00**  
※乗車開始時刻

デマンドタクシーのご利用には、事前の利用者登録と、事前の乗車予約が必要です。詳しくは、中面をご覧ください。

### 【デマンドタクシーの利用対象者(下記大字に住居登録のある方)】

- 葛城地区 朝妻、五百家、井戸、小殿、鴨神、北窪、栗阪、極楽寺、佐田、下茶屋、僧堂、高天、鳥井戸、南郷、西北窪、西佐味、林、東佐味、船路、伏見、東持田、西持田
- 葛地区 朝町、稲宿、今住、古瀬、新田、戸毛、樋野、奉膳、重阪、内容
- 吐田郷地区 多田、関屋、名柄の一部(国道309号線より南側の区域)、西寺田、東名柄、増
- 秋津地区 條の一部、富田の一部(大口峠(頂点)より南側の国道309号線沿いの区域)
- 掖上地区 原谷の一部(戸毛に隣接する区域)



A~I  
主要施設

1~59  
乗降場所

### デマンドタクシー移動のルール



お問い合わせ 御所市役所 企画政策課企画係

TEL : 0745-44-3166 (直通) FAX : 0745-62-5425 (代表)  
平日 : 午前8時30分から午後5時15分 R7.3 発行





# 御所市デマンドタクシー利用案内



## 御所市 デマンドタクシー とは？

- 利用対象者は、表紙に記載の南部地域に住民登録のある方です。
- 裏表紙「デマンドタクシー MAP」の南部地域の乗降場所(①～⑤)と、市北部の主要施設(㊸～㊻)の移動にご利用いただけます。
- 南部地域の乗降場所(①～⑤)間の移動にもご利用いただけます。
- 予約に応じて運行します。(利用には事前登録が必要です)
- 高齢者も乗り降りしやすい、ユニバーサルデザイン型の車両 2 台で運行します。

**運行日** 月曜日～土曜日(月曜日～土曜日にあたる祝日・休日も運行)  
※日曜日、年末年始(12/29-1/3)は休み

**運行時間** 9:00～17:00 ※乗車開始時刻

**利用料金** ※1人1乗車あたり

大人	500円	65歳以上 高齢者	300円	運転免許証 自主返納者	300円	小学生以下 子ども	無料
----	------	--------------	------	----------------	------	--------------	----

※運転免許証を返納したことが分かるもの(運転経歴証明書等)の提示が必要  
※保護者(中学生以上)の同乗が必要

できるだけ  
多くの方が利用しやすい  
デザインのこと

## デマンドタクシー利用のながれ

1 **利用者登録の申込みをする**  
※利用者登録後、利用者証が発行されます

まずは  
ここから!

＼デマンドタクシーを利用するには、「利用者証」が必要です/  
利用者証の発行には **2週間程度必要**ですので、  
利用される方は事前に登録の申込みをお願いいたします。

登録  
無料

2 **電話で予約**

では、電話で  
予約をしてみましょう

乗降場所の「風の森」から  
主要施設の「近鉄御所駅」に  
行きたいんだけど、  
出発は10時頃がいいわ

乗降場所の「東佐味」から  
主要施設の「御所市役所」に  
午前中に行きたい

「風の森」10時にて  
ご予約いたします。

「東佐味」  
9時55分にて  
ご予約いたします。

3 **予約時間までに利用者証を持って予約した乗降場所で待つ**

他の利用者と乗合せて  
主要施設へ向かう

東佐味 9:55

風の森 10:00

※乗車時に、乗務員に  
利用者証を提示してください。

「御所市役所」到着 10:25

市役所

「近鉄御所駅」到着 10:15

御所駅 STATION

**予約受付時間** 9:00～17:00

**予約受付日** 毎日 ※年末年始(12/29-1/3)は休み

**予約受付センター** 0745-44-3270

**予約期限**

乗車日の14日前から

乗車開始時刻が  
9:00～12:59の場合

乗車開始時刻が  
13:00～17:00までの場合

前日 17:00 までに  
ご予約ください

当日 乗車1時間前 までに  
ご予約ください

ご予約の際は、  
右記の項目を  
オペレーターにお伝え  
ください

①登録番号  
②お名前  
③乗車人数(複数の場合は、  
乗車される方全員\*の①～②も)  
※利用者登録済の方に限る

④乗車場所と行き先  
⑤乗車日  
⑥利用時間(乗車時間もしくは  
主要施設への到着時間)

## その他、注意点等について

- 予約件数は1人最大4件までです。
- より多くの方がご利用いただけるよう、予約をキャンセルする場合は、予約受付センターへお電話ください。
- ※乗車当日に無断キャンセルされると、次回より利用を制限させていただく場合がありますのでご注意ください。
- デマンドタクシーは乗り合いのため、目的地への到着には通常よりも多くの時間がかかる場合があります。
- 乗り合いでの運行のため予約時間になると出発します。
- 通常のタクシーではないため停留所以外での乗降はできません。
- 利用者証を紛失されますと、再発行の手続きが必要となります。



御所コミュニティバス東コース

反時計回り(申請番号2)

区間距離	運行時分	平均時速	9:10	12:04	15:26	18:12
近鉄御所駅						
0.40km	2分	12.0km/h				
御所済生会病院前			9:12	12:06	15:28	18:14
0.40km	2分	12.0km/h				
防災交流館			9:14	12:08	15:30	18:16
0.65km	2分	19.5km/h				
三 壺			9:16	12:10	15:32	18:18
1.00km	2分	30.0km/h				
幸 町			9:18	12:12	15:34	18:20
2.00km						
鎌 田 橋	8分	24.0km/h				
1.20km						
スーパースタンプ オ			9:26	12:20	15:42	18:28
0.80km	4分	12.0km/h				
壺			9:30	12:24	15:46	18:32
0.50km	1分	30.0km/h				
壺 東 口			9:31	12:25	15:47	18:33
0.70km	2分	21.0km/h				
御所の郷			9:33	12:27	15:49	18:35
1.00km	3分	20.0km/h				
條			9:36	12:30	15:52	18:38
0.50km	3分	10.0km/h				
富 田			9:39	12:33	15:55	18:41
0.60km	2分	18.0km/h				
市民グラウンド前			9:41	12:35	15:57	18:43
1.20km	4分	18.0km/h				
JR 掖上駅			9:45	12:39	16:01	18:47
0.85km	3分	17.0km/h				
那 界 橋			9:48	12:42	16:04	18:50
0.40km	2分	12.0km/h				
水平社博物館			9:50	12:44	16:06	18:52
0.25km	1分	15.0km/h				
新前川橋			9:51	12:45	16:07	18:53
0.25km	1分	15.0km/h				
学校給食センター前			9:52	12:46	16:08	18:54
0.85km	2分	25.5km/h				
玉 手			9:54	12:48	16:10	18:56
0.60km	1分	36.0km/h				
茅 原			9:55	12:49	16:11	18:57
0.30km	1分	18.0km/h				
トライアル・コメリ			9:56	12:50	16:12	18:58
0.60km	1分	36.0km/h				
南 十 三			9:57	12:51	16:13	18:59
0.40km	1分	24.0km/h				
出 屋 敷			9:58	12:52	16:14	19:00
1.40km	3分	28.0km/h				
御 原			10:01	12:55	16:17	19:03
1.00km	2分	30.0km/h				
今 城			10:03	12:57	16:19	19:05
1.10km	2分	33.0km/h				
東 社			10:05	12:59	16:21	19:07
0.35km	1分	21.0km/h				
竹 田			10:06	13:00	16:22	19:08
0.40km	1分	24.0km/h				
御所市役所			10:07	13:01	16:23	19:09
0.60km	4分	9.0km/h				
壺 年 橋			10:11	13:05	16:27	19:13
1.00km	3分	20.0km/h				
防災交流館			10:14	13:08	16:30	19:16
0.40km	2分	12.0km/h				
御所済生会病院前			10:16	13:10	16:32	19:18
0.40km	2分	12.0km/h				
近鉄御所駅	22.10km	68分	10:18	13:12	16:34	19:20

時計回り(申請番号1)

区間距離	運行時分	平均時速	8:26	11:18	14:40	17:27
近鉄御所駅						
0.40km	2分	12.0km/h				
御所済生会病院前			8:28	11:20	14:42	17:29
0.40km	2分	12.0km/h				
防災交流館			8:30	11:22	14:44	17:31
1.00km	3分	20.0km/h				
壺 年 橋			8:33	11:25	14:47	17:34
0.60km	4分	9.0km/h				
御所市役所			8:37	11:29	14:51	17:38
0.40km	1分	24.0km/h				
竹 田			8:38	11:30	14:52	17:39
0.35km	1分	21.0km/h				
東 社			8:39	11:31	14:53	17:40
1.10km	2分	33.0km/h				
今 城			8:41	11:33	14:55	17:42
1.00km	2分	30.0km/h				
御 原			8:43	11:35	14:57	17:44
1.40km	3分	28.0km/h				
出 屋 敷			8:46	11:38	15:00	17:47
0.40km	1分	24.0km/h				
南 十 三			8:47	11:39	15:01	17:48
0.50km	1分	30.0km/h				
トライアル・コメリ			8:48	11:40	15:02	17:49
0.25km	1分	15.0km/h				
茅 原			8:49	11:41	15:03	17:50
0.60km	1分	36.0km/h				
玉 手			8:50	11:42	15:04	17:51
0.85km	2分	25.5km/h				
学校給食センター前			8:52	11:44	15:06	17:53
0.25km	1分	15.0km/h				
新前川橋			8:53	11:45	15:07	17:54
0.25km	1分	15.0km/h				
水平社博物館			8:54	11:46	15:08	17:55
0.40km	2分	12.0km/h				
那 界 橋			8:56	11:48	15:10	17:57
0.85km	3分	17.0km/h				
JR 掖上駅			8:59	11:51	15:13	18:00
1.20km	4分	18.0km/h				
市民グラウンド前			9:03	11:55	15:17	18:04
0.60km	2分	18.0km/h				
富 田			9:05	11:57	15:19	18:06
0.50km	2分	15.0km/h				
條			9:07	11:59	15:21	18:08
0.50km	2分	15.0km/h				
御所の郷			9:09	12:01	15:23	18:10
1.20km	4分	18.0km/h				
壺 東 口			9:13	12:05	15:27	18:14
0.50km	1分	30.0km/h				
壺			9:14	12:06	15:28	18:15
0.80km	4分	12.0km/h				
スーパースタンプ オ			9:18	12:10	15:32	18:19
1.45km	5分	17.4km/h				
鎌 田 橋			9:23	12:15	15:37	18:24
0.80km	2分	24.0km/h				
幸 町			9:25	12:17	15:39	18:26
1.00km	2分	30.0km/h				
三 壺			9:27	12:19	15:41	18:28
0.65km	2分	19.5km/h				
防災交流館			9:29	12:21	15:43	18:30
0.40km	2分	12.0km/h				
御所済生会病院前			9:31	12:23	15:45	18:32
0.40km	2分	12.0km/h				
近鉄御所駅	21.00km	67分	9:33	12:25	15:47	18:34

御所コミュニティバス西コース

反時計回り(申請番号2)

区間距離	運行時分	平均時速	8:00	10:49	14:11	16:57	
近鉄御所駅	0.75km	3分	15.0km/h	8:00	10:49	14:11	16:57
中央公民館前	0.25km	1分	15.0km/h	8:03	10:52	14:14	17:00
元町	0.45km	1分	27.0km/h	8:04	10:53	14:15	17:01
産業振興センター前	1.30km	4分	19.5km/h	8:05	10:54	14:16	17:02
文化交流センター	0.40km	1分	24.0km/h	8:09	10:58	14:20	17:06
小森北	0.60km	2分	18.0km/h	8:10	10:59	14:21	17:07
小森	1.10km	4分	16.5km/h	8:12	11:01	14:23	17:09
老人福祉センター	0.80km	2分	24.0km/h	8:16	11:05	14:27	17:13
御所南	0.75km	1分	45.0km/h	8:18	11:07	14:29	17:15
備原	0.80km	1分	48.0km/h	8:19	11:08	14:30	17:16
森脇	0.70km	1分	42.0km/h	8:20	11:09	14:31	17:17
豊田	0.65km	1分	39.0km/h	8:21	11:10	14:32	17:18
宮戸	1.20km	4分	18.0km/h	8:22	11:11	14:33	17:19
スーパースタターオーケラ	0.80km	4分	12.0km/h	8:26	11:15	14:37	17:23
豊	0.50km	2分	15.0km/h	8:30	11:19	14:41	17:27
豊東口	0.70km	3分	14.0km/h	8:32	11:21	14:43	17:29
御所の郷	1.00km	3分	20.0km/h	8:35	11:24	14:46	17:32
備	0.45km	1分	27.0km/h	8:38	11:27	14:49	17:35
出走	0.30km	1分	18.0km/h	8:39	11:28	14:50	17:36
池之内	0.55km	1分	33.0km/h	8:40	11:29	14:51	17:37
池之内住宅前	0.95km	2分	28.5km/h	8:41	11:30	14:52	17:38
御所消防署前	0.70km	2分	21.0km/h	8:43	11:32	14:54	17:40
備田橋	0.80km	2分	24.0km/h	8:45	11:34	14:56	17:42
寺町	1.00km	2分	30.0km/h	8:47	11:36	14:58	17:44
三堂	0.70km	3分	14.0km/h	8:49	11:38	15:00	17:46
豊年橋	1.20km	4分	18.0km/h	8:52	11:41	15:03	17:49
御所市役所	0.60km	2分	18.0km/h	8:56	11:45	15:07	17:53
豊年橋	1.00km	3分	20.0km/h	8:58	11:47	15:09	17:55
防災交流館	0.40km	2分	12.0km/h	9:01	11:50	15:12	17:58
御所済生会病院前	0.40km	2分	12.0km/h	9:03	11:52	15:14	18:00
近鉄御所駅	21.80km	65分	20.1km/h	9:05	11:54	15:16	18:02

時計回り(申請番号1)

区間距離	運行時分	平均時速	9:46	12:35	15:57	18:44	
近鉄御所駅	0.40km	2分	12.0km/h	9:46	12:35	15:57	18:44
御所済生会病院前	0.40km	2分	12.0km/h	9:48	12:37	15:59	18:46
防災交流館	1.00km	3分	20.0km/h	9:50	12:39	16:01	18:48
豊年橋	0.60km	4分	9.0km/h	9:53	12:42	16:04	18:51
御所市役所	1.20km	2分	36.0km/h	9:57	12:46	16:08	18:55
豊年橋	0.70km	3分	14.0km/h	9:59	12:48	16:10	18:57
三堂	1.00km	2分	30.0km/h	10:02	12:51	16:13	19:00
寺町	0.80km	2分	24.0km/h	10:04	12:53	16:15	19:02
備田橋	0.70km	2分	21.0km/h	10:06	12:55	16:17	19:04
御所消防署前	0.95km	2分	28.5km/h	10:08	12:57	16:19	19:06
池之内住宅前	0.55km	1分	33.0km/h	10:10	12:59	16:21	19:08
池之内	0.30km	1分	18.0km/h	10:11	13:00	16:22	19:09
出走	0.45km	2分	13.5km/h	10:12	13:01	16:23	19:10
備	0.50km	2分	15.0km/h	10:14	13:03	16:25	19:12
御所の郷	1.20km	4分	18.0km/h	10:16	13:05	16:27	19:14
豊東口	0.50km	1分	30.0km/h	10:20	13:09	16:31	19:18
豊	0.80km	4分	12.0km/h	10:21	13:10	16:32	19:19
スーパースタターオーケラ	1.20km	4分	18.0km/h	10:25	13:14	16:36	19:23
宮戸	0.65km	1分	39.0km/h	10:29	13:18	16:40	19:27
豊田	1.50km	2分	45.0km/h	10:30	13:19	16:41	19:28
森脇	0.75km	1分	45.0km/h	10:32	13:21	16:43	19:30
御所南	0.80km	3分	16.0km/h	10:33	13:22	16:44	19:31
老人福祉センター	1.10km	3分	22.0km/h	10:36	13:25	16:47	19:34
小森北	0.60km	2分	18.0km/h	10:39	13:28	16:50	19:37
小森	0.40km	1分	24.0km/h	10:41	13:30	16:52	19:39
文化交流センター	1.30km	4分	19.5km/h	10:42	13:31	16:53	19:40
産業振興センター前	0.45km	1分	27.0km/h	10:46	13:35	16:57	19:44
元町	0.25km	1分	15.0km/h	10:47	13:36	16:58	19:45
中央公民館前	0.75km	3分	15.0km/h	10:48	13:37	16:59	19:46
近鉄御所駅	21.80km	65分	20.1km/h	10:51	13:40	17:02	19:49

令和8年度事業

自治体名	御所市
------	-----

系統番号 系統名	(1)東西コース(時計回り)
-------------	----------------

合計	361日	1444.回
----	------	--------

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月 31日 124.回

11月 30日 120.回

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12月 31日 124.回

1月 31日 124.回

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月 28日 112.回

3月 27日 108.回

※毎年3月に4日間車検日を設けておりその期間は連休。なお車検日は予約次第となる為確定していない。

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月 30日 120.回

5月 31日 124.回

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月 30日 120.回

7月 31日 124.回

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

8月 31日 124.回

9月 30日 120.回

令和8年度事業

自治体名	御所市
------	-----

系統番号 系統名	(2)東西コース(反時計回り)
-------------	-----------------

合計	361日	1444.回
----	------	--------

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月 31日 124.回

11月 30日 120.回

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12月 31日 124.回

1月 31日 124.回

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月 28日 112.回

3月 27日 108.回

※毎年3月に4日間車検日を設けておりその期間は連休。なお車検日は予約次第となる為確定していない。

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月 30日 120.回

5月 31日 124.回

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月 30日 120.回

7月 31日 124.回

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

8月 31日 124.回

9月 30日 120.回

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月 27日 108回

11月 25日 100回

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12月 24日 96回

1月 24日 96回

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月 24日 96回

3月 26日 104回

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月 26日 104回

5月 26日 104回

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月 26日 104回

7月 27日 108回

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

8月 26日 104回

9月 26日 104回

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 別 措 置	運 送 継 続 特 別 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
御所市	御所市	(1) 東西コース (時計回り)	近鉄御所駅	学校給食センター前・老人福祉センター	近鉄御所駅	往42.8km (循環)	361日	1444回			路線定期運行	①②(1)	近鉄御所駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線(301・302)」「高田五條線(60・66・70・76)」「八木御所線(53)」と接続	②
	御所市	(2) 東西コース (反時計回り)	近鉄御所駅	学校給食センター前・老人福祉センター	近鉄御所駅	往43.9km (循環)	361日	1444回			路線定期運行	①②(1)	近鉄御所駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線(301・302)」「高田五條線(60・66・70・76)」「八木御所線(53)」と接続	②
	株式会社サンキュータクシー サワタクシー株式会社	(3) 御所市デマンドタクシー		御所市南部		往 km 復 km	307日	1228回			区域運行	①②(1)	近鉄御所駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線(301・302)」「高田五條線(60・66・70・76)」「八木御所線(53)」と接続	②
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	御所市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	16047
交通不便地域等	24096

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
24096	市内全域	過疎法第2条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
御所市地域公共交通計画	令和5年12月1日	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

【R8年度】

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
御所市	御所市	1	東西コース(時計回り) (2) 東西コース(反時計回り)	小型車両			14	R7.9			一括
		2	( )								
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は**プティバス**の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

【R9年度】

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
御所市	御所市	1	東西コース(時計回り) (2) 東西コース(反時計回り)	小型車両			14	R7.9			一括
		2	( )								
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。